

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年広島県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第三条 無料低額宿泊所の設置者は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第二十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第二十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の設置者は、サテライト型住居について、前二項に規定する記録のほか、第七条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第四条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を

確認するとともに、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所の設置者は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所の設置者は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所の設置者は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を求めてはならない。

7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

8 入居申込者が第十項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする無料低額宿泊所の設置者は、その旨を無料低額宿泊所の利用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

9 第七項に掲げる方法は、入居申込者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

10 無料低額宿泊所の設置者は、第七項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

11 前項の承諾を得た無料低額宿泊所の設置者は、当該承諾を得た後であっても、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により第七項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項を文書を交付する方法により提供しなければならない。

(食事)

第五条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第六条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができ

(状況把握)

第七条 無料低額宿泊所の設置者は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第八条 施設長は、職員に第三条から前条まで及び次条から第十二条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第九条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第十条 入居者の金銭の管理は当該入居者が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所の設置者により金銭の管理が行われることを希望するものについては、次に掲げるところにより無料低額宿泊所の設置者が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所の設置者が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 第四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- 六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- 七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者に報告を行うこと。
- 八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- 九 金銭等の詳細な管理方法、入居者に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- 十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- 十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第十一条 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(広告)

第十二条 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の規定は、令和四年四月一日から施行する。